

申14号 2014政策フォーラムの提言実現に向けた団体交渉

第3項 運転取扱実施基準管理規定第4章の第9条を遵守すること。また、突発的な対応でも担当線区外を乗務させないこと。

会社回答文 「実施基準管理規程等を遵守して取り扱うこととなる。」

組合 回答書に「実施基準管理規程を遵守する」とあるが、規程のどの部分を示しているのか。

会社 実施基準管理規程第9条と第10条を遵守するべきと考えている。今回の適用は、特に第10条になる。

組合 この事象は、2014年5月28日横須賀線品川～西大井間の目黒川信号所でポイント不転換が発生し、車掌を担当線区外を乗務させたが、会社として、当時の判断は「正しかった」ということか。

会社 いくつかの選択肢はあったが、担当線区以外の乗務区間外に行ったのがベストとは思っていない。

会社 「指摘の通りである」本来なら、送り込みをするべきであり、缶詰になる事を恐れた対応であった。

組合 今回の事象を教訓として、担当線区以外は乗務させないこと。

会社 今回の事象を教訓に担当線区外に乗務をさせない。

輸送障害時であっても担当線区外に乗務させないことを確認!

第8項 出向社員の事務手続きについて、事務センターとのやり取りが煩雑なっている現実を鑑み、出向者が一カ所に集中している現業機関については、扶養親族認定や年末調整等の事務手続きが集中する繁忙期、現場内に相談窓口を一定期間設けること。また、事務センターとの再郵送料金を会社負担とすること。

組合 ・新津事業所の組合員は若年出向をして、業務にあたっている。
・事務手続きでは、従来まで相談できたものが事務センターに変わり、戸惑いを抱いている。解消するべきである！
切実な問題だ!

会社 ・各支社の判断で対応している。
・今回は(事業移管に伴い)、新潟支社の判断で新津事業所にデポを設置した。
・しかし、今後必ずとは言えない。各支社での判断となる。

組合 事務センターの労働条件もあるが、柔軟な体制を各支社で検討すべきである。

会社 申込期限など早く知らせたり、個別に行ったり臨機応変に継続して進めていく

**出向した組合員に、事務手続きが不慣れな部分を
本社、支社、事務センター含めてフォローする事を**

要請